

第16章

公的年金(その他)

第1節 裁定請求

第2節 公的年金にかかる税金

第3節 年金生活者支援給付制度

「カジタさんのCFP®テキスト2021 ライフプランニング 第16章」は、2021年3月時点の情報をもとに作成されています。CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

第16章 第1節 裁定請求

1. 年金の請求手続き

裁定請求＝年金を受け取るための手続き。(受給権が発生しても自動的に受け取れるわけではない)

加入していた年金のパターン		手続き場所
国民年金のみ	第1号のみ	住所地の市区町村役場
	第3号の期間あり	住所地を管轄する年金事務所
厚生年金のみ	厚生年金のみ	最後に勤めていた会社を管轄する年金事務所
国民年金と厚生年金	最後が国民年金	住所地を管轄する年金事務所
	最後が厚生年金	最後に勤めていた会社を管轄する年金事務所
共済年金	共済年金	共済組合
厚生年金基金	厚生年金基金	厚生年金基金または企業年金連合会

2. 年金の支払われ方

偶数月の15日に2か月分まとめて支払われます。例)4月分+5月分が6月に支払われます。

また、年齢や年金額等により、所得税や国民健康保険料が天引きされて入金されます。

- 所得税 65歳未満は年金額が108万円以上、65歳以上は年金額が158万円以上なら天引き。
- 国民健康保険料 下記6つをすべて満たす場合、世帯主の年金から天引きされます。
 - ①世帯主(納付義務者)が国民健康保険の被保険者であること。
 - ②世帯主(納付義務者)が75歳になる年度ではないこと。
 - ③世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
 - ④年金特別徴収の対象となる年金(老齢基礎年金等)の年間受給額が18万円以上であり、国民健康保険料と介護保険料の1回あたり天引き額の合計が、当該年金額の1回あたり受給額の2分の1を超えないこと。
 - ⑤介護保険料が年金特別徴収されていること。
 - ⑥年度途中で保険料の変更がないこと。

第16章 第2節 公的年金にかかる税金

1. 非課税になる年金

公的年金の障害給付と遺族給付は非課税です。

2. 年金の税金

課税対象となる公的年金を受け取った場合、雑所得として計算します。

- 雑所得金額 = 公的年金等の雑所得 + 公的年金等以外の雑所得
- 公的年金等の雑所得 = 公的年金収入金額 - 公的年金等控除額

なお、厚生年金基金や確定給付企業年金等の企業年金として受け取る場合も、年金であれば所得税法上は「公的年金等の雑所得」に含めて計算し、一括で受け取る場合には「退職所得」として計算します。

■所得金額調整控除

2020年に給与所得控除と公的年金等控除額がそれぞれ10万円ずつ減額され、基礎控除が10万円増額されました。給与も年金も受け取っている人にとっては今までと比べて10万円の損ということになります。そこでマイナス10万円を±0円にするため「所得金額調整控除」と呼ばれる制度が創設されました。

- 控除額 = 給与所得* + 公的年金等の雑所得* - 10万円

*10万円を超えるときは10万円が限度

第16章 第3節 年金生活者支援給付金制度

1. 年金生活者支援給付金制度の目的

2019年10月に引き上げられた消費税を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の人の生活を支援するため、年金に上乘せして支給されます。

2. 支給要件と給付額

老齢年金生活者支援給付金	
支給要件	下記すべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。同一世帯の全員が市町村民税非課税である。前年の公的年金等収入金額*と、その他の所得の合計額が879,900円以下である。 * 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まない。
給付額	①+②=支給額(月額) ①5,030円 × 納付済期間 ÷ 480 ②金額* × 免除期間 ÷ 480 *令和2年度:全額免除、3/4免除、半額免除は10,856円。1/4免除の期間分は5,428円で計算。

障害年金生活者支援給付金	
支給要件	下記すべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">障害基礎年金の受給者である。前年所得*1が4,621,000円*2以下である。 *1:障害年金等の非課税収入は所得に含まない。 *2:扶養親族等の数に応じて増額。
給付額	障害等級が2級:5,030円(月額) 障害等級が1級:6,288円(月額)

遺族年金生活者支援給付金	
支給要件	下記すべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">遺族基礎年金の受給者である。前年所得*1が4,621,000円*2以下である。 *1:障害年金等の非課税収入は所得に含まない。 *2:扶養親族等の数に応じて増額。
給付額	5,030円(月額) ※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った金額がそれぞれに支給される。